

## あきる野市公共施設におけるエコ活動の推進に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ISO14001の精神を引き継ぎ、市の公共施設において、地球温暖化防止対策実行計画を推進し地球環境への負荷の低減を図るため、市職員による環境に配慮した活動（以下「エコ活動」という。）の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の公共施設 市職員が勤務する本庁舎、別館、五日市出張所、児童館、児童館類似施設、保育所、学校給食センター、中央公民館、図書館及びあきる野ルピアをいう。

(2) エコ活動 市職員による電力使用量の削減、水総使用量の抑制、事務用紙使用量の削減、庁用車燃料使用量の削減及び一般廃棄物の減量に配慮した活動を行うことをいう。

### (職員の責務)

第3条 市職員は、エコ活動の事業ごとに目的及び目標を設定した環境管理プログラム（以下「プログラム」という。）に従い、エコ活動を推進しなければならない。

### (推進組織)

第4条 エコ活動の推進組織は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 環境管理総括者 市長

(2) 環境管理責任者 副市長

(3) 実行部門長 部長級の職員（選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局においては、課長級の職員）

(4) 環境推進課長 課長級の職員

(5) 環境推進員 各課の庶務担当係長

2 エコ活動の審議組織として、環境管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 エコ活動の内部監査等を行うため、環境管理事務局（以下「事務局」という。）を置く。

### (環境管理総括者)

第5条 環境管理総括者（以下「総括者」という。）は、次に掲げる事項を行う。

(1) プログラムを決定すること。

(2) 毎年、プログラムの見直しを行うこと。

(3) プログラムに変更の必要がある場合、環境管理責任者に変更の指示をすること。

### (環境管理責任者)

第6条 環境管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、次に掲げる事項を行う。

(1) エコ活動の現状の把握を行い、その実績を総括者に報告すること。

(2) 総括者の指示を受け、プログラムの変更について、委員会に付議すること。

(3) プログラムの運用に関して、事務局に必要な指示をすること。

### (実行部門長)

第7条 実行部門長は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プログラムの目標を設定すること。
- (2) プログラムの四半期ごとの分析結果により、目標に適合しているかを検討すること。
- (3) プログラムが適切に実施され、維持されているかを評価し、必要に応じて適正なエコ活動に向けた改善及びプログラムの運用に必要な調査を環境推進課長に指示すること。

(環境推進課長)

第8条 環境推進課長は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プログラムの目標への適合について監視を行い、その分析した結果を四半期ごとに実行部門長に報告すること。
- (2) 実行部門長の指示を受け、前条第3号に規定する改善及び調査を行い、その結果を実行部門長に報告すること。
- (3) プログラムの実施状況の結果に係る記録等を管理及び保存すること。
- (4) プログラムの適切な運用を図るため、所属職員に対して指導を行うこと。

(環境推進員)

第9条 環境推進員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プログラムの実施状況に係る測定を行い、その結果を環境推進課長に報告すること。
- (2) 課のエコ活動に係る進行管理を行うこと。

(委員会)

第10条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 部長級の職員

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) プログラムの実施状況に関すること。
- (2) プログラムの変更に関すること。
- (3) 手順書及び様式の変更に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

3 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

(事務局)

第11条 事務局は、総務部総務課に置き、次に掲げる事項を行う。

- (1) プログラムの実施状況について年1回監査を行い、総括者及び委員会に報告すること。
- (2) 各部門のプログラムの監視及び測定の結果をまとめ、四半期ごとに管理責任者に報告すること。
- (3) 管理責任者の指示により、プログラムの確立、実施及び維持に係る業務を行うこと。

(4) エコ活動を行うに当たって、必要な調査及び検討を行うこと。

(5) その他エコ活動に関すること。

(実施手順)

第12条 エコ活動の具体的な実施の手順は、次に掲げる手順書のとおりとする。

(1) 省エネルギー・省資源化手順書

(2) 廃棄物削減・リサイクル手順書

(3) 監視・測定手順書

(その他)

第13条 本庁舎においては、次に掲げる手順書により、汚染の予防を図るものとする。

(1) 特別管理産業廃棄物管理手順書

(2) フロン漏えい予防手順書

(3) 非常用発電設備管理手順書

(4) 貯油施設管理手順書

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。